

れいわ ねんど ほいくしょとうにゅうしょあんない
令和6年度 保育所等入所案内



目次

1	保育所とは・・・・・・・・・・・・・	P2	9	保育料・副食費について・・・・・・・・・・・・・	P13
2	入所の基準・・・・・・・・・・・・・	P2	10	育児休業取得（予定）の方へ・・・・・・・・・・・・・	P17
3	保育所の入所申請について・・・・・・・・・・・・・	P3	11	令和6年度の入所申請について（在園児）・・・・・・・・・・・・・	P17
4	入所申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・	P4	12	よくある質問とその回答・・・・・・・・・・・・・	P18
5	入所申請の受付期間・・・・・・・・・・・・・	P9	13	ファミリー・サポート・センター事業について・・・・・・・・・・・・・	P20
6	利用調整について・・・・・・・・・・・・・	P10	14	病児・病後児保育事業について・・・・・・・・・・・・・	P21
7	保育の認定について・・・・・・・・・・・・・	P11	15	保育所（園）一覧・・・・・・・・・・・・・	P22
8	入所後の手続き・・・・・・・・・・・・・	P12	16	市内保育所分布図・・・・・・・・・・・・・	P23

※保育所（園）についてのご相談がありましたら、保育所・幼稚園課保育支援係までご連絡下さい。

〒838-0126 小都市二森1167番地1（あすてらす内）

小都市役所 保育所・幼稚園課 保育支援係 ☎72-6666（内線723・724）

※毎週水曜日（祝日の場合は翌日）はあすてらすの休館日ですが、保育所・幼稚園課の窓口は開いています。

お電話につきましても、ガイダンスに従い操作していただくと、保育所・幼稚園課へつながります。

1 保育所とは

就学前の児童で、日中家庭内において保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育することを目的とした児童福祉施設です。

2 入所の基準

児童の保護者のいずれもが次のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合で、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に、保育所に入所することができます。

① 居宅外で労働することを常態としていること

(月64時間以上)

② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること

(月64時間以上)

③ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと

(出産予定日または出産日の前後合わせて6ヶ月間のうち必要な期間)

※ただし、入所希望日は出産予定日の2か月前の1日からになります

④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること

⑤ 親族(長期入院している親族)を常時介護・看護していること

⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること

⑦ 求職活動中であること

⑧ 就学中であること(就学中の場合は月64時間以上)

⑨ 虐待やDVのおそれがあること

⑩ 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること

⑪ その他、上記に類する状態として市が認める場合

3 保育所の入所申請について

I 申請から入所までの流れ（令和6年4月1日入所の場合）

令和6年度入所案内及び、教育・保育給付認定申請書（以下、申請書）等の配布開始
配布場所：小郡市保育所・幼稚園課（あすてらす）、小郡市ホームページ

第1次申込み 受付日：令和5年11月1日（水）～12月28日（木）
各証明書類提出締切：令和5年12月28日（木）
受付場所：市保育所・幼稚園課（あすてらす）

第1次入所選考、結果発送【令和6年2月上旬ごろより順次】

入所決定

第2次申込み 受付日：令和6年1月4日（木）～
令和6年1月31日（水）
受付場所：市保育所・幼稚園課（あすてらす）

第2次入所選考、選考結果発送【令和6年2月下旬ごろより順次】

入所決定

第3次申込み
受付日：令和6年2月1日（木）～
令和6年3月8日（金）

第3次入所選考、選考結果発送
【令和6年3月中旬ごろより順次】

入所決定

各保育所（園）での面談

入所【令和6年4月1日】

入所後は2週間ほど慣らし保育を行いますので、お迎えの時間が早くなります（園や子の状況により期間は異なります）

入所決定とならなかった方

入所保留通知発送

保育所に空きが出た時点で案内します

※令和6年3月11日以降の申込みは、年度途中入所（5月以降）になります。

II 申請から入所までの流れ（年度途中入所の場合）

入所案内及び、教育・保育給付認定申請書（以下、申請書）の配布

配布場所：保育所・幼稚園課（あすてらす）、小郡市ホームページ

申請受付（まいじゅうけつげ随時受付）

申請締切：原則的に入所希望月の前月10日（土・日・祝日の場合はその前日）。

ただし育児休業復帰に伴う入所申請の場合、前々月10日までの提出でも受付。

例）6月1日入所希望の場合、申し込みは5月10日までに提出、当月選考。

育休復帰の方で4月10日までに提出した場合は、そこから2回選考。

市保育所・幼稚園課で入所選考【各月中旬】

入所決定【各月20日以降（目安）】

各保育所（園）での利用説明

入所【毎月1日】

入所後は2週間ほど慣らし保育を行いますので、お迎えの時間が早くなります。

（園や子の状況により期間は異なります）

入所保留

翌月に再度選考を行い、保育所に空きが出た時点で選考基準点の高い順に案内します。

決定とならなかった方

4 入所申請に必要な書類

- I 教育・保育給付認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）
- II 保育所入所申込調査票ちようさひよう
- III 保育の必要性を証明する書類
- IV 重要事項確認書
- V 在園証明書（対象者のみ）
- VI 保育料を決定するための書類（対象者のみ）
- VII 個人番号台帳（新入園児のみ）

I 令和6年度教育・保育給付認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）（記入例を参照）

入所を希望する児童1名につき1枚の提出が必要です。

令和6年度子ども・子育て支援施設型給付費等教育・保育給付認定申請書 (施設利用申請書兼児童台帳) 記入例		0歳・1歳・2歳・3歳・4歳・5歳		在・新			
		1.新規	2.継続	3.変更	4.再交付		
小郡市長様		申請(申込)日 令和 5 年 11 月 △△日					
※黒または青のボールペン・万年筆で記入してください							
次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。 また、保育所(保育部分)入所希望の場合は、施設利用もあわせて申請します。 (幼稚園(幼稚園部分))については、直接施設へ申請してください。)							
利用を希望する認定区分		□ 1号(教育) (幼稚園名:)		2号(保育3歳以上児) <input checked="" type="checkbox"/> 標準時間 □ 短時間			
				3号(保育3歳未満児) □ 標準時間 □ 短時間			
ふりがな	おごおり ◇◇		保護者との続柄	子			
児童氏名	小郡 ◇◇		現在の保育状況	1 保育所 4 他人預 2 幼稚園 5 自宅 3 親戚預 6 その他()			
現住所	小郡市 255番地1 ※市外の方は「小郡市」を見え消しの上、現住所記入		電話番号				
令和5年1月1日の住所	現住所と同じ ○○市○○ △△△-××		自宅	0942-72-2111			
令和6年1月1日	単身赴任等で別居となっている場合については、世帯は同一とみなすため世帯員情報を記入してください。		父の携帯	090-○○○○-△△△△			
認定者番号			母の携帯	080-○○○○-△△△△			
①世帯の状況(児童本人を含めすべての同一世帯員及び同居人を記入ください。)							
世帯員の状況	ふりがな氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居	勤務先・就学先等(児童は学校・保育所等)	備考(職場等の連絡先)	障がい等の有無
	小郡 ××	父	大正昭和平成令和 △年 ○月×日	同(別)	(株)○○○ (単身赴任)	092-651-××××	
	小郡 △△	母	大正昭和平成令和 △年 ○月×日	同(別)	農業		
	小郡 □□	姉	大正昭和平成令和 29年 5月6日	同(別)	小郡小1年	療育手帳	有
	小郡 ◇◇	本人	大正昭和平成令和 2年 7月8日	同(別)			
	小郡 ▽▽	祖父	大正昭和平成令和 △年 ○月×日	同(別)	(株)×××	0942-77-××××	
生活保護の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 適用無し □ 適用あり()				同居する世帯員が身体障害者手帳または療育手帳を取得されている場合は「有」と記入し、手帳の写し等を提出してください。	
②税情報等の提供に当たっての署名欄							
1 【注意事項】 (新規申込みおよび転園希望の方)		要な市町村民税の情報(同一世帯者及び同居者を含む)及び世帯情報額について、特定教育・保育施設等に提示することに同意します。				を提出することに同意します。	
2 ①入所を希望する保育所(園)について、第5希望までしか記入がない場合、調査票での記載事項にかかわらず、この欄に記入のある園のみで選考します。		査結果(認定証交付)が令和4年3月以降になることを了承します。				保護者氏名 小郡 ××	
3 ②選考を円滑に行うため、案内を受けても入所をしない園は記入しないようにしてください。		望される方は、記入不要です。)				※押印不要	
3 ③小郡中央保育園を希望する場合、本園と分園とを区別して記載してください。		から 令和 7 年 3 月 31 日 まで					
(継続利用を希望される方)		から 17 時 00 分(お迎え) まで					
現在利用されている施設に継続利用を希望される場合は、第1希望に入所施設を記入してください。		護・看護 □災害復旧 □その他()					
母		まで 通勤等(通学)時間 (往復) 1時間 00分					
就労等(就学)時間		☑就労 □出産 □求職 □就学 □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □その他()					
育児休業明け		8時 30分 から 16時 30分 まで 通勤等(通学)時間 (往復) 0時間 30分					
生計中心者の失業		□無し ☑有り (令和6年 5月 1日復帰予定)					
		☑無し □有り (離職日: 年 月 日)					
入所を希望する保育所(園)等名		第1 ○○○保育園		第4 □□□保育園 本園			
		第2 △△△保育所		第5 ○△□保育所 分園			
		第3 ×××保育園		第6 ×□□保育園			

II 保育所入所申込調査票（裏面あり）

入所を希望する児童 1名につき1枚 の提出が必要です。

（必要に応じて、個別に面接させていただく場合があります。また、ご相談したいことがあれば遠慮なくお申し出ください。）

III 保育の必要性を証明する書類

* 別住所の保護者及び同一住所の家族全員の提出が必要です。別世帯同一住所の家族分も含めご提出ください。

ただし、64歳以上及び高校生以下(令和6年4月1日時点)の方の分は提出不要です。

* 入所児童が複数の場合は、書類に入所児童名を連名で記入してください。

家庭で保育できない理由	必要書類	ようしき 様式	提出 期限
会社等に勤務している人 (パート、内職含む) 育児休業を取得している人※	就労証明書	様式①	令和5年11月1日～12月28日(第1次申込み)
自営業の人	就労証明書(経営者自身で記載) + 自営をしていることが分かる書類	様式①	
農業の人	就労証明書(農業者自身で記載) + 自営をしていることが分かる書類	様式①	
家族経営または親族の経営に従事している人	就労証明書(経営者の証明)	様式①	
病気の人	申告書 + 病気であることを証明できる書類	様式②	
出産前後の人	申告書 + 母子健康手帳の写し(保護者氏名と出産予定日のわかるもの)		
障がいのある人	申告書 + 身体障害者手帳または療育手帳の写し等	様式③	
求職中の求人	誓約書(90日が経過する日が属する月末までに、就労証明書を提出すること)		
介護・看護を行う人	申告書及び介護・看護状況表等	様式④+②	
在学中の人	申告書 + 在学証明書等(父母のみ)	様式⑤+②	

※育児休業復帰に伴う保育所入所について

育児休業取得中は、すでに在園している児童を除き保育所入所はできません。そのため、職場復帰時期に合わせて入所申請を行う必要があります。

また、育児休業復帰に伴う保育所入所が決定した場合、入所日より最長約1か月後までに、育児休業から復帰していただくこととなります。復帰後は育児休業復帰後の就労証明書を提出してください。

育休復帰時の入所申請等の取扱いは17ページにも記載されておりますので、あわせてご確認ください。

IV 重要事項確認書（裏面あり）

入所を希望する児童 1名につき1枚の提出が必要です。

各項目を御確認いただき、チェックし、提出してください。

V 在園証明書

認可保育所に入れなかった等の理由で、認可外保育所を利用している世帯への配慮を行います。

その場合は通園中の認可外保育所等からの在園証明書が必要です。

VI 保育料を決定するための書類（対象者のみ）

母子（父子）家庭や、同一世帯に障がい児（者）がいる場合、保育料が減額になったり、副食費が免除になったりする場合があります。また、^{きぎょうしゅどうがたほいくしよ}企業主導型保育所や幼稚園等にきょうだい児が通っている場合は、2番目以降のお子さんの保育料が減額されます。適用するためには下表に示す書類が必要ですので、下表を参考にご準備下さい。

対象者	提出書類	発行者	提出期限
母子（父子）家庭	^{こせきとうほん} 戸籍謄本（コピー可） （戸籍全部事項証明）	^{ほんせきち} 本籍地 の ある ^{しちようそん} 市町村	令和6年2月1日～3月8日 （第3次申込み） 令和6年1月4日～1月31日 （第2次申込み） 令和5年11月1日～12月28日 （第1次申込み）
きょうだい児が企業主導型保育所や幼稚園等に通園中の方	^{ざいえんしやうめいしよ} 在園証明書	現在通園中の施設 長	
入所希望児童を含む同居者が、 ^{しょうがい} 障がいを有している場合	^{しょうがいしゅてちやう} 障害者手帳（コピー） または ^{とくべつじどうふようてあて} ^{しょうしよ} 特別児童扶養手当の証書 （コピー）	居住地の ^{とどうふけん} 都道府県 知事	

Ⅶ 個人番号台帳（新入園児のみ）

マイナンバー制度開始に伴い、保育所入所申請を行う際にマイナンバーの番号確認と本人確認が必要になります。その為、新入園児に限り個人番号台帳のご提出をしていただく必要があります。在園児の継続の申請の際は提出不要です。なお、他人の成りすまし等を防止する為、厳格な本人確認が義務付けられます。本人確認では、「マイナンバーを確認できる書類」と、「マイナンバーの所有者本人と確認できる書類」が必要です。詳しくは下記をご覧ください。

※入所児童の保護者様は、次のいずれかを用意し、窓口までお越しください。なお、同居者の方のマイナンバーを必ず控えておいてください。同居者のマイナンバー確認とマイナンバーの所有者確認は行いませんが、個人番号台帳に記載して頂く場合があります。

個人番号カードを持っている場合	個人番号カードを持っていない場合
本人確認と番号確認が、 カード1枚で可能です。	以下のもので、本人確認と番号確認をしてください。
個人番号カード	本人確認 運転免許証orパスポートなど
	番号確認 通知カードor 住民票(マイナンバー付き)など
	

【郵送でお申込みをする場合】

確認方法は窓口で行う場合と同様に、マイナンバー確認とマイナンバーの所有者確認が必要な為、個人番号カードもしくは、通知カード又は個人番号が記載された住民票と免許証等のコピーを添付してください。なお、郵送の際は簡易書留をお勧めします。

○本人確認書類の例

官公署から発行された、顔写真付きの書類

- 運転免許証
- パスポート
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 など

または顔写真のない、官公署から発行された書類のうち2つ以上

- 国民健康保険証、健康保険証
- 国民年金手帳
- 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 など

5 入所申請の受付期間^{まかん}

I ^{しんねんど} 新年度（4月）入所希望の場合

	受付期間（提出期限）	提出場所
第1次選考	令和5年11月1日（水）～ 令和5年12月28日（木）	市保育所・幼稚園課 （あすてらす）
第2次選考	令和6年1月4日（木）～ 令和6年1月31日（水）	
第3次選考	令和6年2月1日（木）～ 令和6年3月8日（金）	

* さくら乳児保育園とのびっこ園、小規模保育あすみ園の入所対象児は、0, 1, 2歳児のみです。

（令和3年4月2日以降にお生まれのお子様を対象です。）

* 三井幼稚園（保育部分）の入所対象児は2, 3, 4, 5歳児のみです。

（平成30年4月2日から令和4年4月1日までにお生まれのお子様を対象です。）

* 入所決定は2月上旬～3月中旬、保育料決定は3月下旬の予定です。

II 年度途中入所希望の場合

4月入所決定後、保育所の受け入れに余裕がある場合、5月以降の入所が可能です。

市保育所・幼稚園課で、随時受け付けます。

*** 毎月1日が入所日になります。**

*** 入所希望月の前月の10日まで（土・日・祝日の場合はその前日まで）に書類を提出してください。ただし育児休業復帰に伴う入所申請の場合、前々月10日までの提出でも受付します。（育児休業復帰に伴う申込みについては17ページをご覧ください。）**

*** 入所決定は入所希望月の前月20日以降になります。（詳しくは4ページをご覧ください。）**

6 利用調整について

I 利用調整の方法等

定員を超える入所申請があった場合、利用調整を行います。第1希望の施設^{しせつ}について、保育の必要性が高い児童から定員等を勘案し調整します。第1希望の施設が定員超過^{ちょうか}等の場合には、第2～第6希望の施設にて順次調整します。

優先順位について

利用調整を行う際、両親の勤務時間^{きんむじかん}、日数、世帯の状況等で優先順位を決定します。

優先順位が高い例 ^{ゆうせんじゆんい}	優先順位が低い例 ^{しんさ}
<ul style="list-style-type: none">保護者（父母の場合両者とも）がフルタイム勤務ひとり親世帯きょうだい^{きやうだい}が保育所を利用中	<ul style="list-style-type: none">保護者が短時間勤務又は内職^{たんじかんきんむ}保護者又は同居家族が求職中

入所申請をしても希望者が多数いるため、希望する保育所に入所できない場合や、審査の結果、2 ページに示す保育所入所の基準に該当しないため入所が認められない場合がありますので、あらかじめご了承ください^{りようしやう}。

希望施設に入所できなかった場合は、申請書を引き続き保管^{ほかん}し、保育所に空きができた場合に優先順位の高い児童から入所のご案内をいたします。なお、申請書の有効期限^{ゆうこうきげん}は年度末^{ねんどまつ}（令和7年3月31日）までです。令和7年4月1日入所を希望する際は、令和6年11月に申請をしてください。

なお、長期間入所待ちとなっていることや申し込みの順番は、入所の可否^{かひ}には関係しません。

※申請書を提出後、期日までに入所に必要な書類が提出されない場合や、提出された必要書類に不備^{ふび}または不正^{ふせい}が認められた場合は、申請が無効^{むこう}になる場合があります。

II 入所申請の取り下げ、決定後の辞退について

入所申請後、状況の変化等により、申請の取り下げや、決定後の辞退をする場合は、速やかにお申し出ください^{すみ}。また、取り下げ後に再度、保育所等の利用を希望する場合は、改めて申し込みが必要になります。

7 保育の認定について

I 保育の支給認定について

保育所等の給付対象となる施設・事業^{じぎょう}を利用される場合において、年齢や利用希望の事業に応じ、支給認定を行います。

認定区分	年齢	給付の内容
1号認定 <small>きょういくひょうじゅんじかんにんてい</small> 教育標準時間認定	満3歳以上	教育標準時間 (幼稚園、認定こども園)
2号認定 保育認定	満3歳以上	保育標準時間又は保育短時間 (保育所、認定こども園)
3号認定 保育認定	満3歳未満	保育標準時間又は保育短時間 (保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業 <small>しょないほいく きょたくほうちんがたほいく</small> 所内保育、居宅訪問型保育)

3号認定の区分は3歳になる日の前々日までで、3歳になる日の前日から2号認定の区分になります。
(現在、小郡市には、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を行う事業はありません。)

II 保育の必要量について

2号・3号認定を受ける方は、証明いただいた保育の必要性に応じて、保育の必要量が決まります。

「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

保育必要量の区分	保育の必要性	保育を利用できる時間
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> 月の就労時間が120時間以上 妊娠、出産 	1日あたり最長11時間+延長保育
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> 月の就労時間が64時間以上 120時間未満 求職活動中 育児休業取得中の場合 	1日あたり最長8時間+延長保育

上記の他、保護者の状況に応じ、保育標準時間もしくは保育短時間の認定を行います。また、保育短時間認定者における、8時間の保育時間帯は各施設で定めており、それぞれ異なります。

※育児休業取得時に、既に保育所等を利用している児童^{けいぞくりょう}がおり、継続利用が必要な場合、育児休業期間中における保育認定は、原則として「保育短時間」区分での認定になります。

III 保育必要量の変更について

保護者等の勤務時間等の変更により、保育時間の変更を希望する場合は、「保育標準・短時間希望に関する申立書^{もうしたてしよ}」に必要事項を記載のうえご提出下さい。なお、認定変更は申立書の提出があった翌月から適用となります。
様式は市ホームページからダウンロードできます。

8 入所後の手続き

＜入所後の保育所等入所要件の確認＞

I 下記の保育要件で保育所入所された場合は、書類の提出が必要となります。下記のとおり提出をお願いいたします。

(1) 育児休業復帰に伴う保育所入所の場合

・就労証明書(復職年月日が記載されたもの)

育児休業復帰に伴う保育所入所をした場合、入所後の慣らし保育に対応できるように、入所日より最長約1か月後までに育児休業から復帰していただくこととなります。育児休業復帰後は、復職年月日が記載された就労証明書を復帰してから1ヵ月以内に提出してください。

例) 令和6年4月1日入所の場合、令和6年5月1日までに育児休業復帰し、就労証明書を提出

(2) 求職活動のため保育所入所の場合

・就労証明書

求職活動のため保育所入所をした場合、入所してから90日以内(入所日から90日後の属する月の月末まで)に就労証明書を提出してください。提出締切日に就労証明書を提出できない場合、保育の実施を解除(入所している施設を退所)となる場合があります。

例) 令和6年4月1日に入所した場合、令和6年6月30日までに就労証明書を提出

II 入所後に勤務先や家庭の状況へんこうに変更が生じた場合や、退所たいしょを希望される場合は、書類の提出等が必要となります。下記の場合は速やかにお申し出ください。

(1) 退所されるとき

(2) 世帯状況が変わったときけっこん りこん(結婚・離婚、離婚調停中または離婚協議中せたいいんへんこう)・世帯員変更など

(3) 就労・在学状況しゅうろくが変わったとき(就労先・就労時間の変更、産前産後休暇取得時、育児休業取得時など)

(4) 居住地きょじゅうちが変わるとき(転出・転居てんしゅつ てんきょなど)

(5) 家庭内保育かのうが可能となったとき(退職たいしょくなど)

(6) 入所期間を変更するとき(期間内の退所、入所期間えんちようの延長など)

(7) 同居する世帯員しんたいが身体障害者手帳または療育手帳りょういく等を取得したとき、資格を喪失したとき

9 保育料・副食費について

○保育料

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、入所する児童が次に該当する場合は、保育料はかかりません。(ただし、給食費や延長保育料等、各園に直接支払っていただく費用の負担はあります)。

①令和6年4月1日時点で3歳である。

②令和6年4月1日時点で3歳未満であり、かつ保護者の市町村民税が非課税である。

これらに該当しない場合は、市が保育料の階層を決定し、階層ごとに定める金額を毎月ご負担いただきます。

なお、保育料の階層は、入所児童の父母の課税額の合計又はそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の課税額の合計で決定されます。

○副食費

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、3歳～5歳(年少～年長クラス)の子どもにつきましては、副食費を保育所(園)に対して、各園の定める額でお支払いいただきます。入所する児童が次に該当する場合は、副食費はかかりません。

① 入所児童の父母もしくはそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の課税額の合計が57,700円未満の場合

② 要保護者等世帯でかつ、保護者もしくはそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の課税額の合計が77,101円未満の場合

また、保育料及び副食費は下図の通り毎年度4月～8月は昨年度市民税、9月～3月は当年度市民税にて算定します。

4月 5月 6月 7月 8月 / 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額に基づき算定

当年度の市町村民税額に基づき算定

※保育料及び副食費算定時、市町村民税所得割額を計算する場合には、次の規定は適用されません。

- i) 配当控除(地方税法附則第5条第3項)
- ii) 外国税額控除(地方税法第314条の8)
- iii) 住宅借入金等特別税額控除(地方税法附則第5条の4の2第6項)
- iv) 寄附金税額控除(地方税法第314条の7)
- v) 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除(地方税法第314条の9)

I 保育料・副食費の算定について

保育料及び副食費を算定するにあたり、通常は入所児童の父母の課税額の合計が用いられます。しかし、父母(ひとり親の場合は母(父))の収入の合計が年間 120 万円未満であり、かつ、同居の祖父母のいずれかの収入が 300 万円以上である場合、かけい しゅさいしや家計の主宰者を祖父母のいずれか収入が多い方と判断し、父母と家計の主宰者の課税額の合計により保育料及び副食費を算定します。

ただし、就労開始に伴い、直近 3 ヶ月の収入が月額 10 万円以上である場合、年間の収入が 120 万円以上になる事を想定し、父母(ひとり親の場合は母(父))の課税額の合計で保育料及び副食費を算定することができます。なお、その場合は、きゅうよめいさいひょうなど しゅうにゅうきんがく給与明細表等の収入金額が分かる書類を直近 3 ヶ月分提出していただく必要があります。また、保育料及び副食費の変更は申請があった日の属する月の翌月からになります。

II 保育料・副食費の多子軽減について

○保育料

入所児童の父母もしくはそれ以外の^{ふようぎむしや}扶養義務者(家計の主宰者である場合)の課税額の合計が 57,700 円未満の場合で、^{とくていひかんごしやとう}特定被監護者等のうち第 2 子目にあたる場合は本来の保育料の半額、第 3 子目以降は無料となります。さらに、市町村民税非課税世帯である場合、第 2 子目も無料となります。

^{ようほごしやとうせたい}要保護者等世帯でかつ、保護者もしくはそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の課税額の合計が 77,101 円未満の場合で、特定被監護者等のうち第 2 子目以降にあたる場合は無料になります。

これらの課税額の制限の範囲内である場合、図にすると 15 ページのような仕組みになります。

一方、課税額の制限を超える場合は、保育施設等に入所している児童が何人いるかをカウントし(3 歳～5 歳の^{むしやうか}無償化対象児童もカウントに含みます)、それらの児童のうち、2 番目に年齢が高い児童が本来の保育料の半額、3 番目以降の児童が無料となります。なお、「保育施設等」には幼稚園や認定こども園、^{きぎょうしゅどうがたほいくじぎょう}企業主導型保育事業は含まれますが、企業主導型保育事業でない^{にんかがいほいくせつ}認可外保育施設は含まれません。

○副食費








保育施設等の3歳児クラスから5歳児クラス(年少クラスから年長クラス)に在籍している児童が何人いるかをカウントし、3番目に年齢が高い児童以降の副食費が無料となります。

※特定被監護者等…①保護者に監護されるもの(未成年)、②保護者に監護されていたもの(①が成年に達した者)、

③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②以外) 例)小学生～高校生







※要保護者等世帯…ひとり親世帯もしくは在宅障がい児(者)がいる世帯を指します。

○保育料 (0歳~2歳児クラス)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	
未満 57,700円 市町村民税 所得割額	第3子 無料 		第2子 半額 		小1以上も カウント		第1子 		
未満 77,101円 要保護者等世帯	第2子 無料 		第1子 軽減 						
場合 上記以外の	第3子 半額 		第2子 全額 						第1子(小1以上) カウント対象外

※3歳~5歳の無償化対象児童がいる場合、児童数のカウントに含まれます。

○副食費 (3歳~5歳児クラス)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳 (年少)	4歳 (年中)	5歳 (年長)	小1	小2
未満 57,700円 市町村民税 所得割額				第3子 無料 	第2子 無料 	第1子 無料 		
未満 77,101円 要保護者等世帯								
場合 上記以外の				第3子 無料 	第2子 全額 	第1子 全額 		

Ⅲ 保育料・副食費の支払いについて

① 保育料・副食費の支払方法

利用する施設		納入方法	
		保育料	副食費
にんかほいくしよ 認可保育所	公立	こうざふりかえ 口座振替 または納付書による金融機関 での窓口払 まどぐちばらい (口座振替納付依頼書は、市窓口で配布 しています)	こうざふりかえ 口座振替 または園に直接現金払い (こうざふりかえのうふいらいしよ 口座振替納付依頼書は、市窓口で配布 しています)
	私立	しています)	
にんてい えん 認定こども園		施設の定める方法により、施設に納入し ます。	
ちいきがたほいくじぎょうじよ 地域型保育事業所 (しょうきぼほいく かていてきほいく、 小規模保育、家庭的保育、 じぎょうしよないほいく 事業所内保育)			

② 保育料の督促手数料と延滞金について

定められた納期限までに納付のない保育料については、督促手数料として 100 円を追加徴収するとともに、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じた延滞金を徴収します。 保育料は必ず納期限内にお支払いください。

なお、延滞金の額は保育料を納付された時点で確定します。保育料納付後に延滞金の納付書を発送しますので、納付書により納付してください。

③ 保育料の児童手当からの申出徴収について

保育料に未納がある場合は、児童手当の支給の際に支給額の一部を天引きして未納保育料の支払いに
ることができます。 天引きする金額や期間等につきましては、市保育所・幼稚園課と協議のうえ申し出により決定します。未納保育料の速やかな支払いにご協力ください。

Ⅳ 保育料及び副食費の変更について

けっこん りこん
結婚や離婚、離婚調停または離婚協議などにより、世帯の所得や市町村民税額に変更があった場合は、保育料及び副食費が変更になる事がありますので、速やかに保育所・幼稚園課までご連絡下さい。なお、保育料及び副食費の変更は、原則、申請のあった翌月からになります。ただし、結婚の場合は事実発生の翌月から適用になりますので 遡って請求を行う事があります。

10 育児休業取得(予定)の方へ

I 育児休業における入所について

育児休業取得中は、すでに在園している児童を除き保育所入所はできません。そのため、職場復帰時期に合わせて、入所申請を行う必要があります。

育児休業復帰に伴う入所の場合、入所後の慣らし保育に対応できるように復帰日より最長約1か月前から入所することができます。入所希望日の目安は、復帰日の1月前の月の初日(例①)もしくは、入所日(月の初日)から復帰日までの通所可能日数(日・祝日以外)が2週間程度以上の場合は復帰日の属する月の1日(例②)です。

- 育児休業復帰に伴い年度途中で申請する場合(5月以降の入所希望) ※市内在住の場合

例①) 復帰日の1月前の月の初日

育休復帰日:令和6年7月1日 → 入所希望日:令和6年6月1日

→ 令和6年4月10日締切分から選考対象とし、4月及び5月の2回にわたり、6月1日入所者として選考します。

例②) 入所日(月の初日)から復帰日までの通所可能日数が2週間程度以上の場合は復帰日の属する月の1日

育休復帰日:令和6年7月21日 → 入所希望日:令和6年7月1日

→ 令和6年5月10日締切分から選考対象とし、5月及び6月の2回にわたり、7月1日入所者として選考します。

II 入所申請について

- 令和6年4月1日の入所を希望される場合は、令和5年12月28日(木)までに申請してください。
- 令和6年5月1日の入所を希望される場合は、4月10日(土・日・祝日の場合はその前日)までに申請してください。
- 令和6年6月以降の入所を希望される場合は、入所希望月の前々月の10日(土・日・祝日の場合はその前日)までに申請してください。

※注意事項

育児休業復帰に伴う入所が決定した場合、入所後最長1ヵ月後には復帰していただき、就労証明書を提出する必要があります。

11 令和6年度の入所申請について(在園児:すでに入園しているきょうだい児がいる場合)

I ^{けいぞくきぼう} 継続希望の場合

令和6年度の継続利用にあたり、在園児の保護者及び同居の家族に関する保育の必要性を証明する書類(6~7ページ参照)を揃え、各施設が定める期限までに提出してください。なお、書類の不足、申請書の未提出、入所要件に該当しない場合などは、継続利用ができないことがありますので、ご注意ください。

II ^{てんえんきぼう} 転園希望の場合

転園をご希望の方は、継続希望の方と手続きの方法が異なります。申請書と調査票及び当該児童の同居の家族に関する保育の必要性を証明する書類(6~7ページ参照)は、令和5年12月28日までに保育所・幼稚園課窓口に提出してください。その際、転園希望であることを必ず伝えてください。

III 継続しない場合

市外への転出や幼稚園への入園予定があり、令和5年度末で退所される方は、退所届を提出して下さい。提出先は現在通園している保育所です。

IV 育児休業取得(予定)の方へ

保育所等に既に入所しているきょうだい児がいる場合、入所中のきょうだい児は、育児休業期間中も継続利用できます。新たに入所申請を出される場合、その他、育休復帰時の入所申請等の取扱は本ページ上段の**10**に準じますので、あわせてご確認ください。

12 よくある質問とその回答

<p>Q1. 第1次申込み期間中に申請する場合、本社が遠方の為、就労証明書が間に合わないのですが、どうしたら良いですか？</p>	<p>A1. 第1次申込みの場合、<u>就労証明書は12月28日までに提出して下さい</u>。郵送の場合は、当日消印有効です。第1次申込み間に合わない場合は、第2次申込みでの申請となります。</p>
<p>Q2. 他市町村の保育所に入所できますか？また、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>A2. 他市町村の保育所が利用できる「広域利用制度」があります。利用したい場合、「保護者の勤務地が遠く、小郡市内の保育所では送迎が間に合わない」などの特別な理由が必要です。申請書等に加え、理由書を提出する必要があります。なお、広域利用者の入所決定は大変遅くなることが予想されます。また、自治体によっては、待機児童の状況等により広域利用による入所を原則的に承諾していない場合もありますので、利用を検討する際は事前にご相談ください。</p>
<p>Q3. 小郡市に転入予定ですが、小郡市に住民票がなくても申込みことはできますか？</p>	<p>A3. 可能です。年度途中入所申請の場合、入所日の属する日の前月末までに、11月の一斉申込みの場合は令和6年3月末までに転入いただくことが条件です。なお、期日までに転入できない場合は入所取り消しとなります。</p>
<p>Q4. 求職中で入所した場合や、入所後に退職して求職活動をしている場合、仕事が決まらなかつたらどうなりますか？</p>	<p>A4. 誓約書による認定期間は年度内で通算3か月です。求職活動で入所した場合は、入所日の属する月を含めて3か月以内に、途中で退職した場合はその月を含めて3か月以内に仕事が決まらなければ、原則退所となります。</p>
<p>Q5. 求職活動中のため短時間認定を受けています。フルタイム就労が決まり標準時間認定を受けたいのですが、どうしたら良いですか？</p>	<p>A5. 就労証明書と印鑑を持って、市役所で認定変更の申請をしてください。なお、支給認定の変更は申請日の翌月からです。</p>
<p>Q6. 11月現在育児休業中で、翌年8月1日復帰予定ですが、7月1日入所の申請はできますか？</p>	<p>A6. 入所申請は可能です。年度途中の入所で育休復帰の方は、入所希望月の前々月10日(土・日・祝日の場合はその前日)までに申請してください。ただし、<u>4月1日の入所者でほとんどの枠が埋まってしまう可能性が高く、年度途中の入所は難しくなる可能性が高いです</u>。</p>
<p>Q7. 現在上の子が入所していて、下の子を妊娠しています。産休・育休中も上の子を預けることはできますか？また、必要な手続きはありますか？</p>	<p>A7. 下の子の育児休業期間中については継続入所できます。産休に入ったら、速やかに申告書(様式④)と、母子健康手帳の写し(保護者の氏名と出産予定日が分かるもの)を提出してください。その後育児休業を取得したら、速やかに育児休業証明書(様式①)を提出してください。提出日の翌月から、短時間認定(8時間保育)になります。</p>

<p>Q8. 退所する場合はどのような手続きをしたらよいですか？</p>	<p>A8. 退所届を園または保育所・幼稚園課(あすてらす内)へ提出して下さい。なお、退所日は原則的に退所月の月末となりますが、市外転出の場合は転出の日をもって退所となります。</p>
<p>Q9. 転園したいのですが、どうしたらよいですか？</p>	<p>A9. <u>年度途中での転園はできません。</u>次年度の継続申請をするときに、転園先として希望する保育所を記入し、市窓口で申し込んでください。<u>ただし、転園の確約はできません。</u>転園ができなかった場合は、現在通園中の保育園を継続します。</p>
<p>Q10. マイナンバーはなぜ必要なのですか？</p>	<p>A10. 認定や届出に関する審査など、マイナンバーを利用して事務を行うよう法令で定められていることから、マイナンバーの記載をお願いしています。マイナンバーを利用することで市外への転出及び市内への転入時に必要な所得課税証明書などの書類提出を省略できるようになりました。</p>
<p>Q11. 残高不足で保育料の口座振替ができなかったのですが、どうしたら良いですか？</p>	<p>A11. 口座振替は毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日、12月分は1月4日)です。振替できなかった方には、納付書を送ります。金融機関又は市役所窓口にてお支払いください。</p>
<p>Q12. 現在産休・育休中または転職等で収入が減っているにもかかわらず、9月の保育料見直し(改定)で保育料が高くなったのですが、なぜでしょうか。</p>	<p>A12. 保育料の算定に用いる市民税は、前年の収入を基に計算されています。9月の保育料見直し以降は当年度の市民税が参照されますので、例えば当年度が令和6年度とすると、令和5年中(1月～12月)の収入等から算出された令和6年度市民税に基づき保育料を改定します。このため現時点で収入が減少していても、令和5年中フルに働いていた場合はそれ相応の税負担が令和6年度に発生するため、こうした時期では、税や保育料は現状に対し比較的高額となる場合があります。</p>
<p>Q13. 年度途中の入所は空きが無く難しいと聞きます。その為、育児休業の延長を考えているのですが、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>A13. お子様が1歳を迎える誕生日の属する月(若しくはその前月)の1日を入所希望日とし、入所希望日の前月10日までに入所申請をしてください。入所選考後、入所できない場合は「保育所入所保留通知書」を下旬頃に送付しますので、事業所並びにハローワークで育児休業延長の手続きをしてください。</p>
<p>Q14. テレワークでの就労の場合でも保育園の入所申請ができますか？</p>	<p>A14. 就労状況により申請可能です。テレワークで在宅勤務の場合は就労とみなすため、ご家庭の状況や職務の内容等で保育の必要性を判断します。</p>
<p>Q15. 引越しや結婚・離婚等により、家庭の状況が変わりました。何か手続きは必要ですか？</p>	<p>A15. ご家庭の状況に変更が生じた場合、<u>必ず市保育所・幼稚園課へご連絡ください。</u>保育料や副食費等が変更となる場合がございました。また、必要に応じ戸籍謄本などの書類の提出を求める場合がございます。</p>

13 ファミリー・サポート・センター事業について

子育て中の家庭が、仕事と育児を両立し、安心して生活できる環境を整備するため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(協力会員)が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う、会員組織です。

(1)ご利用にあたって

はじめに、会員登録が必要です。次の要件をみたす場合であれば、どなたでも会員登録ができます。また、両方の会員になることもできます。会員登録は講習会終了後です。

<依頼会員>

- ・市内在住または、市内事業所等に勤務する人
- ・生後6か月以上の乳幼児～小学生のお子さんがある世帯
- ・センターが実施する講習会または、事業説明を受講した人
(1時間程度)

<協力会員>

- ・市内在住でかつ、20歳以上の人
- ・健康で積極的に活躍できる人
- ・センターが実施する講習会を受講した人
(5日間程度)

(2)援助活動の内容

- ・仕事や買い物などで外出する際のお子さんの預かり
 - ・保育所、幼稚園などへの送迎、帰宅後の預かり
 - ・冠婚葬祭や学校行事の際のお子さんのお預かり など
- ※宿泊を伴う援助、病児・病後児の援助、家事の支援は対象外です



(3)利用料金

利用料金は下表のとおりです。その他交通費などの実費や食事代がかかる場合があります。

曜日	時間	1時間あたり	10分あたり
月～土曜日 (祝日を除く)	午前7時～午後7時	600円	100円
	午後7時～午後9時	900円	150円
日曜日・祝日(12/29～1/3含む)		900円	150円

利用料金は、依頼会員が協力会員へ直接お支払いください。

(4)申込み先

お申込みの際は、下記の事業所へご連絡ください。ただし、年間の講習会スケジュールの関係上、協力会員の登録は、すぐにできない場合があります。予めご了承ください。

ファミリー・サポート・センターおごおり(シルバー人材センター2階)

小郡市福童688番地1 ☎0942-27-5411

※ファミリー・サポート・センターを利用する市内在住の依頼会員のうち、下記対象者は登録後助成を受けることができます。

対象者	登録申請時に必要な書類
ひとり親世帯(所得制限有)	会員証+児童扶養手当証書又は戸籍謄本・所得課税証明書
生活保護世帯	会員証+福祉事務所長の発行する証明書
市町村住民税非課税世帯	会員証+所得課税証明書

問合せ先 子育て支援課 児童家庭係 ☎72-6666(内線712)

14 病児・病後児保育事業について

お子さんが病気の場合で、保護者が仕事や病気などで、昼間家庭で育児を行うことが困難な時に、ご利用いただけます。

- 委託施設
 - ・社会福祉法人こぐま福祉会「こぐま子どもの家」(小郡市大板井1143-1)
 - ・社会医療法人天神会「まどかチャイルドケアセンター」(小郡市あすみ1-40)
- 利用可能日 月曜日～土曜日(日・祝日・盆・年末年始は休み)
- 対象者 病気または病気回復期の、0歳※から小学校6年生までのお子さん
 - ※0歳児の保育は、「こぐま子どもの家」では生後3か月から、「まどかチャイルドケアセンター」では生後10か月から受入れます。
- 利用条件
 - ・子どもが病気にかかっていること
 - ・保護者が仕事や病気で、昼間家庭での保育ができないこと

※インフルエンザ・麻疹・流行性角結膜炎(はやり目)・2歳未満のRSウイルス(細気管支炎)・水痘・新型コロナウイルス感染症の場合はお預かりできません。ただしこのうち、インフルエンザ・RSウイルス・水痘については各施設で受入の基準が異なります(受入できる場合があります)。受入基準等、その他詳細については市ホームページをご覧ください。

※新型コロナウイルスの感染状況により、受入対応に変更が生じる場合があります。

- 利用方法 まず各施設にて事前登録が必要です。登録後は、利用日の電話予約ができます。
- 利用料・利用時間 (下記のほか、児童の状況により必要となった諸経費(医療費など)は別途実費負担となります。)

【こぐま子どもの家】

年齢	8:30～16:00	7:30～8:30 16:00～18:00
0歳～3歳未満	2,000円	30分あたり150円
3歳以上	1,000円	30分あたり150円

【まどかチャイルドケアセンター】

年齢	8:30～16:00 (土曜日は12時30分まで)	8:00～8:30 16:00～18:00
0歳～3歳未満	2,000円	30分あたり150円
3歳以上	1,000円	30分あたり150円

○問い合わせ先 ・こぐま子どもの家

☎0942-72-7221(代表)

・まどかチャイルドケアセンター ☎0942-65-9096





15 保育所(園)等一覧表

いちらんひょう

(令和6年4月)

小郡市のホームページから各園のホームページにアクセスできます：www.city.ogori.fukuoka.jp/203/961/999

保育所名	所在地		定員	電話番号	開所時間 ()は保育短時間認定の設定時間		
					月曜～金曜	延長	土曜
みくに 三国保育所	みつさわ 三沢4130番地1		110名	0942- 75-5031	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～19:00	～19:00
みはら 御原保育所	ふた 二タ1513番地		80名	0942- 72-5100	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～19:00
おおさき 大崎保育所	大崎828番地1		30名	0942- 72-8337	7:20～19:00 (8:30～16:30)	18:00 ～19:00	～19:00
小郡保育園	てらふくどう 寺福童957番地1		130名	0942- 72-3474	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
あじさか 味坂保育園	やさか 八坂201番地		120名	0942- 72-1101	7:00～18:00 (8:30～16:30)	～18:30	～18:00
まつぎき 松崎保育園	松崎677番地1		80名	0942- 72-6537	7:30～18:30 (9:00～17:00)	～19:00	～18:30
しろやま 城山保育園	ひかた 干潟1135番地1		90名	0942- 72-5306	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30
小郡中央 保育園	ほんえん 本園	小郡76番地	90名	0942- 72-3883	7:30～18:30 (8:00～16:00)	～19:00	～18:30
	ぶんえん 分園	おおいたい 大板井391番地51	50名	0942- 73-1515			
おおほら 大原保育園	大板井620番地2		90名	0942- 72-8388	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30
みくに 三国が丘 保育園	三国が丘四丁目 124番地2		100名	0942- 75-8460	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～19:00	～18:00
みすず 保育園	つこ 津古1003番地		90名	0942- 23-0876	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
さくら 乳児 保育園	みすず 美鈴が丘五丁目 25番地11		36名	0942- 75-2023	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
小規模保育事業							
のびっこ園	小郡753番地11		19名	0942- 73-3035	7:30～18:30 (8:30～16:30)	—	～18:30
しょうきほほいく 小規模保育 あすみ園	あすみ一丁目40		12名	0942- 65-6067	7:00～18:00 (8:00～16:00)	～18:30	～18:00
幼保連携型認定こども園							
すばる こども園	おおほ 大保960番地		保育部分 110名	0942- 23-0375	7:30～18:30 (8:30～16:30)	～19:00	～18:30
幼稚園型認定こども園							
みい 三井幼稚園	ふきあげ 吹上993-1		保育部分 138名	0942- 72-6984	7:30～18:30 (7:30～15:30)	—	～15:30

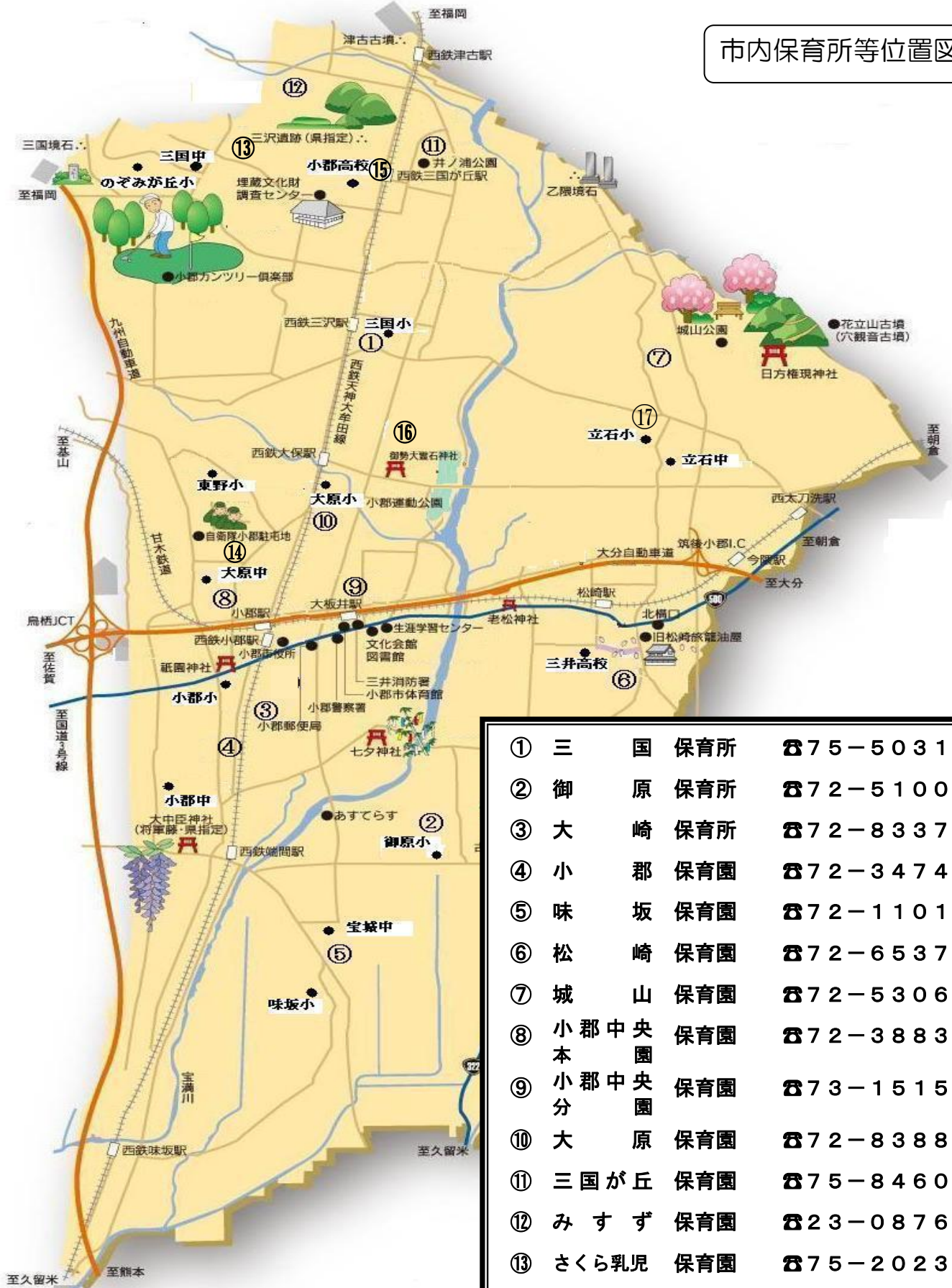
※さくら乳児保育園、のびっこ園、小規模保育あすみ園は0、1、2歳児が対象です。

※あすみ園の土曜の保育は、連携施設のみすず保育園で行います。

※三井幼稚園の保育部分は2～5歳児が対象で、保育所同様に市で利用調整(選考)を行います。

また、長期休業日等は保育を行わない日があります。

市内保育所等位置図



①	三 国 保育所	☎75-5031
②	御 原 保育所	☎72-5100
③	大 崎 保育所	☎72-8337
④	小 郡 保育園	☎72-3474
⑤	味 坂 保育園	☎72-1101
⑥	松 崎 保育園	☎72-6537
⑦	城 山 保育園	☎72-5306
⑧	小郡中央 保育園	☎72-3883
⑨	小郡中央 保育園	☎73-1515
⑩	大 原 保育園	☎72-8388
⑪	三国が丘 保育園	☎75-8460
⑫	み ず ず 保育園	☎23-0876
⑬	さくら乳児 保育園	☎75-2023
⑭	の び っ こ 園	☎73-3035
⑮	小規模保育あすみ園	☎65-6067
⑯	す ば る こども園	☎23-0375
⑰	三 井 幼稚園	☎72-6984